（法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設）

第十条の四　法第四十九条の二第四項において読み替えて準用する同条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める事業所又は施設は、訪問看護ステーション等とする。

（厚生労働省令で定める指定医療機関）

第十条の五　法第四十九条の三第四項で準用する健康保険法第六十八条第二項の厚生労働省令で定める指定医療機関は、保険医（同法第六十四条に規定する保険医をいう。）である医師若しくは歯科医師の開設する診療所である保険医療機関又は保険薬剤師（同法第六十四条に規定する保険薬剤師をいう。）である薬剤師の開設する保険薬局であつて、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの又はその指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である保険医若しくは保険薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である保険医若しくは保険薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

第十条の六の次に次の二条を加える。

（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出）

第十条の七　法第五十四条の二第二項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

一　介護機関の名称及び所在地

二　介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

三　当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

四　法第五十四条の二第二項本文に係る指定を不要とする旨

（指定助産機関及び指定施術機関の指定の申請等）

第十条の八　法第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けようとする助産師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師（以下「施術者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該助産師又は施術者の住所地（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、当該助産所又は施術所の所在地）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　助産師又は施術者の氏名、生年月日及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつては、その氏名及び生年月日並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

二　誓約書

三　その他必要な事項

2　前項の申請書には、免許証の写しを添付しなければならない。

第十一条中「又は第五十四条の二第一項」を「、第五十四条の二第一項若しくは第五十五条第一項又は第四十九条の三第一項」に、「医療機関、介護機関又は助産師若しくは施術者の指定」を「指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新」に、「その医療機関」を「当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局」に、「助産機関」を「助産師」に、「第十条第一項」を「第十条第二項」に、「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者」に、「前条第一項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十二条中「第五十五条の二」を「第五十五条の三」に改め、同条第三号中「地域包括支援センター」を「介護予防支援事業者」に改め、同条中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十三条中「指定を受けた助産師若しくは施術者」を「指定助産機関若しくは指定施術機関」に改める。

第十四条第一項中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に、「第十二条第二号から第五号まで」を「法第四十九条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第十条第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第四条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十四条の二第一項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第十条の六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる事項とし、法第五十五条第一項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第十条の八第一項第一号及び第三号」に改め、「掲げる事項」の下に「（次項において「届出事項」という。）」を加え、同条第二項第一号中「第十二条第二号から第五号までに掲げる事項」を「届出事項」に改め、同条第三項中「又は指定を受けた助産師若しくは施術者」を「、指定助産機関又は指定施術機関」に改め、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」の下に「（昭和二十二年法律第二百十七号）」を、「柔道整復師法」の下に「（昭和四十五年法律第十九号）」を加え、「又は第五十四条の二第一項」を「、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項」に改める。

第十四条の二中「第五十五条の二」を「第五十五条の三」に、「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

第十五条中「第五十五条」を「第五十五条第二項」に、「又は第五十四条の二第一項」を「、第五十四条の二第一項又は第五十五条第一項」に改める。

第十六条中「第五十五条の二」を「第五十五条の三」に、「第五号まで」を「第四号まで」に改める。

第十七条第一項中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。

第十八条の次に次の五条を加える。

（厚生労働省令で定める安定した職業）

第十八条の二　法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める安定した職業は、おおむね六月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。

（厚生労働省令で定める事由）

第十八条の三　法第五十五条の四第一項の厚生労働省令で定める事由は、次に掲げるものとする。

一　被保護者が事業を開始し、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

二　就労による収入がある被保護世帯において、当該就労による収入の増加により、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

三　就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯において、当該世帯に属する被保護者が職業（前条に規定する安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね六月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められること。

（就労自立給付金の支給の申請）

第十八条の四　就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を法第五十五条の四第二項に規定する支給機関（以下「支給機関」という。）に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りではない。

一　被保護者の氏名及び住所又は居所

二　保護を必要としなくなった事由

三　その他必要な事項

2　支給機関は、前項に規定する申請書のほか、就労自立給付金の支給の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

（就労自立給付金の支給）

第十八条の五　就労自立給付金は、厚生労働大臣が定める算定方法により算定した金額を、世帯を単位として保護の廃止の決定の際に支給するものとする。

（三年以内に就労自立給付金の支給を受けた被保護者への不支給）

第十八条の六　就労自立給付金は、就労自立給付金の支給を受けた日から起算して三年を経過しない被保護者には支給しないものとする。ただし、支給機関が当該被保護者が就労自立給付金の支給を受けることにつきやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。